

事務連絡  
令和3年10月25日

関係団体 御中

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の発見事例の提供等について（要請）

日頃より、農林水産行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「高濃度 PCB 廃棄物」という。）については、国が全額出資した特殊会社である中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）を活用し、地元の理解と協力の下、全国5か所の処理施設を活用して処理が行われているところです。ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）においては、JESCOの処理施設ごとに定める計画的処理完了期限の1年前を処分期間の末日として規定しています。北九州・大阪事業地域の変圧器・コンデンサー等並びに北九州・大阪・豊田事業地域の安定器及び汚染物等については既に処分期間が到来しており、残りの事業地域についても、今年度末に変圧器・コンデンサー等について、来年度末に安定器及び汚染物等について、それぞれ処分期間が到来することとなります。

先般、各都道府県・政令市において行われてきた高濃度 PCB 廃棄物等を網羅的に把握するための掘り起こし調査における発見事例や、北九州事業地域において計画的処理完了後に発見されて継続保管となっている事例について整理したものを提供していたところですが、この度、令和3年度上半期の状況を踏まえて再度整理が行われました（別添1及び2）。

つきましては、貴団体の会員企業に対し、別添も参照の上、自ら管理する施設において、高濃度 PCB 廃棄物の保管等をしていないかあらためて確認いただくとともに、保管等している場合は、確実かつ早期に JESCO に処分委託手続き等を行っていただくことを広報誌、メール、SNS等を用いて周知徹底していただくようお願いします。

また、周知いただいた場合は、別紙（様式）により令和3年11月22日（月）までにその状況について当課まで情報提供をお願いします。

<添付資料>

別添1：掘り起こし調査等における高濃度 PCB 廃棄物・機器の発見事例（令和3年10月）

別添2：計画的処理完了期限後に発見された継続保管事例（令和3年10月）



<参照先>

- ポリ塩化ビフェニル (PCB) 使用製品及び PCB 廃棄物の期限内処理に向けて (パンフレット)  
<http://pcb-soukishori.env.go.jp/download/pdf/full9.pdf>
- ポリ塩化ビフェニル (PCB) 早期処理情報サイト (環境省ホームページ)  
<http://pcb-soukishori.env.go.jp/>
- 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO) ホームページ  
<http://www.jesconet.co.jp/>

<問い合わせ先>

- PCB 特別措置法又は電気事業法に基づく手続き等に関する問い合わせ先  
参照先のパンフレット 12 ページに記載
- JESCO への PCB 廃棄物の登録、委託契約等に関する問い合わせ先  
JESCO 登録担当 Tel : 03-5765-1935
- 本事務連絡に関する問い合わせ先  
環境省環境再生・資源循環局 PCB 廃棄物処理推進室  
担当 : 松岡  
TEL : 03-6457-9096

掘り起こし調査等における  
高濃度PCB廃棄物等の発見事例

令和3年10月

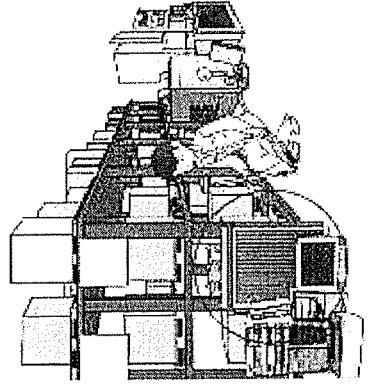
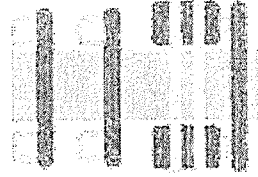
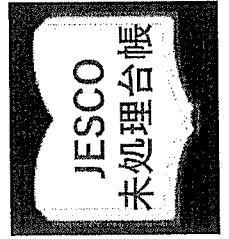
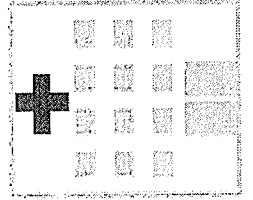
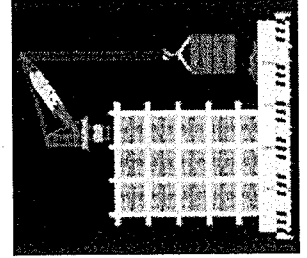
環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課  
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室

# 高濃度PCB廃棄物等が発見された主な事例

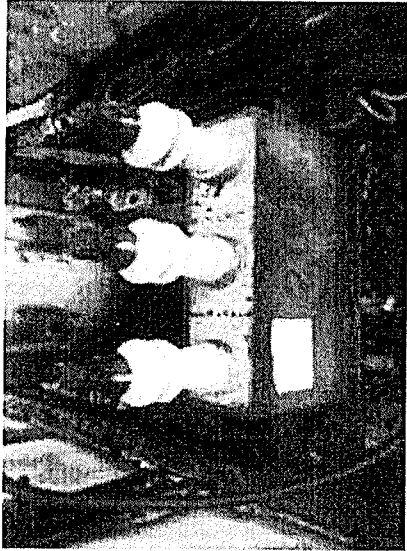
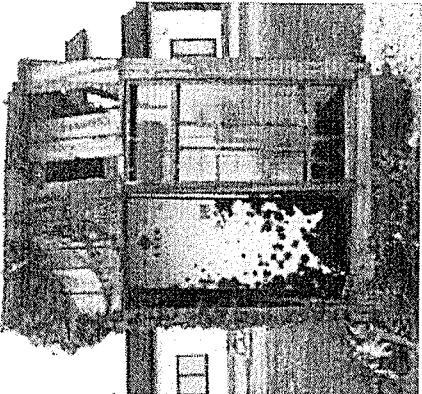

## ～ 高濃度PCB廃棄物等が発見された主な事例 ～

主な事例	掲載数
1. JESCO未登録台帳を活用して発見した事例	4
2. 見つけにくい場所で発見された事例（変圧器・コンデンサー）	3
3. 掘り起こし調査対象以外の機器が発見された事例	3
4. 病院にて発見された事例	3
5. 建物解体にて発見された事例	2
6. 高所で発見された事例（変圧器・コンデンサー）	2
7. 見つけにくい場所で発見された事例（安定器）	6

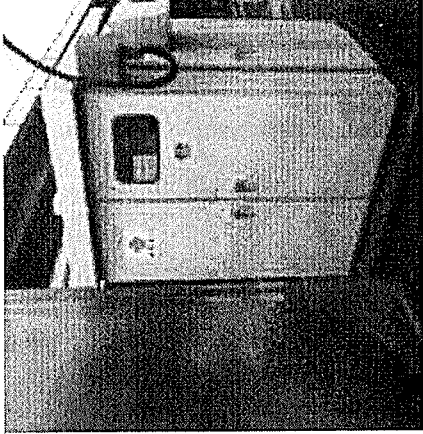
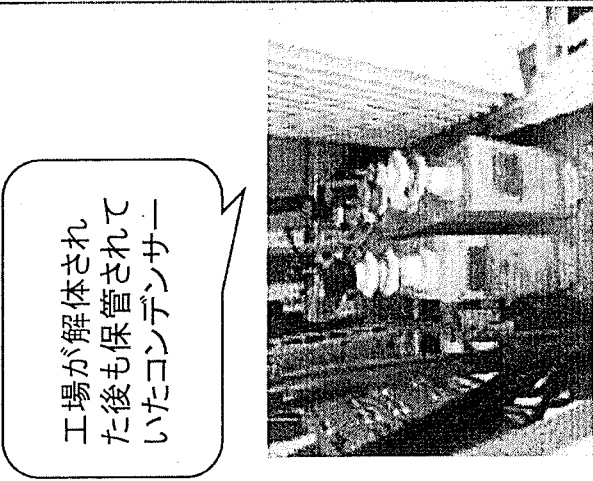
※令和元年12月自治体アンケート、令和2年6月自治体アンケート、PCB廃棄物等掘り起こし事例集（第3版）より抽出



# 1 JESCO未登録台帳を活用して発見した事例 ①

No.	発見経緯	写真
1	<p>自家用電気工作物設置者リストに記載はなかったが、JESCO未登録台帳に記載があったため、調査を行った。建物の登記情報を取 得した結果、当該建物の所有権は、JESCO未登録台帳の所有者 から別法人へ移転していることが判明した。当該別法人の法人登 記情報を取得した結果、既に解散していたが、監査役と接触するこ とができ、当該建物への立入について了解を得た上で、職員が立 入を行った結果、高濃度PCB含有コンデンサーが設置されている ことを確認した。</p>	 <p>発見されたコンデンサー</p>
2	<p>事業場跡地を解体する際に、廃止後に放置されたキュービクル内 に、PCB疑いのコンデンサー、変圧器等を発見した旨の連絡あり。 現地調査を行ったところ、高濃度PCB該当のコンデンサー1台の ほか、濃度測定により、低濃度PCB該当のコンデンサー1台を確 認した。該事業場で発見された高濃度コンデンサーは、掘り起こし 調査の対象ではないが、JESCO未登録台帳に記載されていた事業 場であり、建物の管理人(元従業員)は、PCB廃棄物があるとの認 識は持っていないかった。</p>	 <p>放置されたキュービクル</p>  <p>発見されたコンデンサー</p>

# 1 JESCO未登録台帳を活用して発見した事例 ②

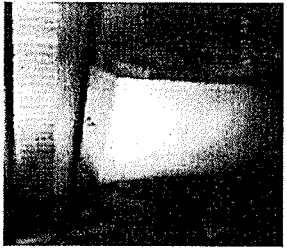
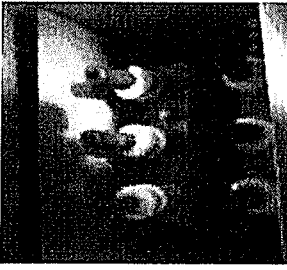
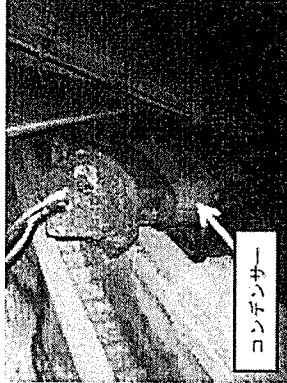
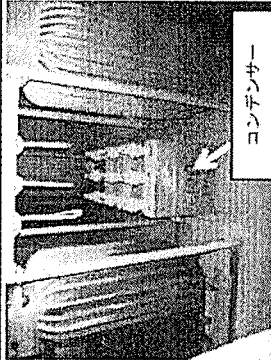
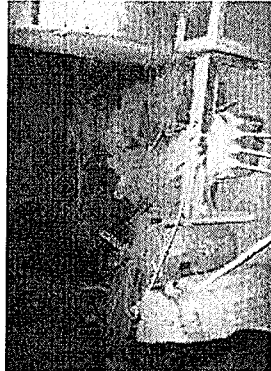
No.	発見経緯	写真
3	<p>JESCO未登録台帳を基に現地調査を行ったところ、物流倉庫にてコンデンサー2台が保管されているのを発見した。その場所は以前、生コン工場であり、倒産により工場は解体されたが、キュービクルは残存し、内部にコンデンサーが保管されたまま、物流会社引き継いだものであった。</p>	 <p>工場解体後も残されたキュービクル</p>  <p>工場が解体された後も保管されていたコンデンサー</p>
4	<p>自家用電気工作物の掘り起し調査において、「高濃度PCB」の保有なしと回答していたが、JESCO未登録台帳に旧工場の記載があったため、架電して確認すると「移転の際に電気機器は全て処分した」と回答を得た。念のため、旧工場の電気室を確認するよう指示した。</p> <p>後日、事業者から「旧工場の電気室内に未処理の電気機器が残っていた」と連絡があったため、立入検査を実施したところ、未処理の高濃度PCB電気機器を発見した。</p>	

## ●留意点

自家用電気工作物設置者リストを使用した掘り起し調査にて対象外の事業所、回答が得られた事業所であってもJESCO未登録台帳に記載されている事業者については、注意して調査を行う。



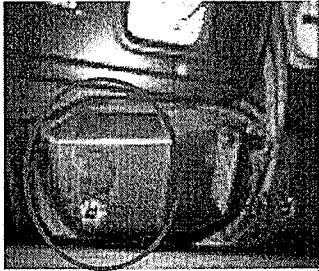
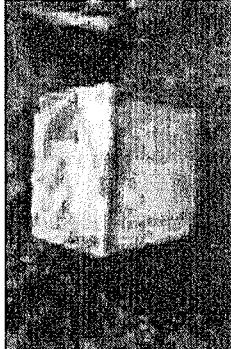
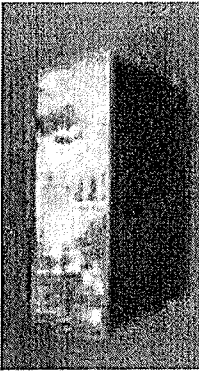
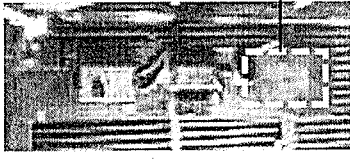
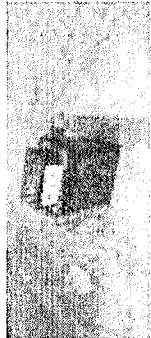
## 2 見つけにくい場所で発見された事例(変圧器・コンデンサー)

No.	発見経緯	写真
1	<p>屋でも薄暗い場所に置かれたステンレス製の箱内にて、高濃度PCB含有コンデンサーが発見された。本工場は以前の訪問調査にてPCB含有機器「なし」と回答があったが、従業員が工場内を整理している最中に発見した。</p>	  <p>薄暗い場所に置かれた箱</p> <p>箱の中にコンデンサーあり</p>
2	<p>微量汚染疑いの変圧器を所有している事業所へ現地調査を行った。電気保安法人担当者への聞き取り調査ではPCB含有機器は「ない」との回答であったが、念のため電機室内の壁面に立て掛けられた資材を撤去すると、高濃度コンデンサーを1台発見した。</p>	 <p>コンデンサー</p> <p>立て掛けられた資材を撤去すると、コンデンサーあり</p>
3	<p>掘り起こし調査の結果、高濃度のコンデンサー12台を保管、1台を使用中との回答があったため現地調査を行ったところ、使用中機器の隙間に高濃度のコンデンサーが保管されていた。この他、廃棄物となった微量疑いの変圧器・開閉器・遮断器が電気室の空きスペースに乱雑に放置されており、高濃度のコンデンサーとともに別の場所に整理して保管するよう指導した。</p>	 <p>コンデンサー</p> <p>使用中機器の隙間にコンデンサーあり</p>  <p>乱雑に放置された機器</p>

### ●留意点

掘り起こし調査では保管事業者・電気主任技術者に隔々まで確認していただくこと、立入調査では自治体職員が隔々まで見て回ることが重要。

### 3 掘り起こし調査対象以外の機器が発見された事例

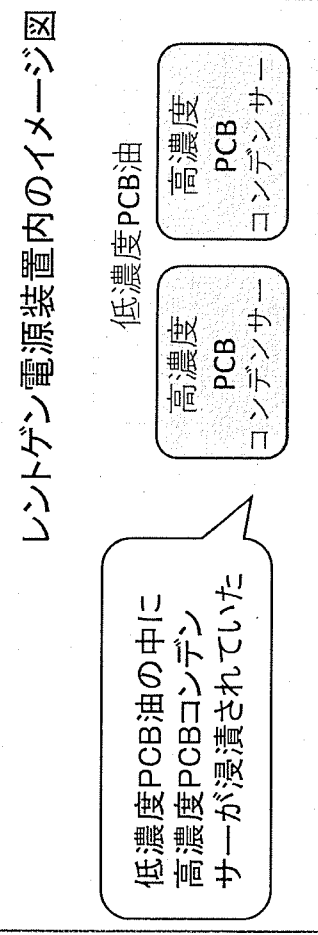
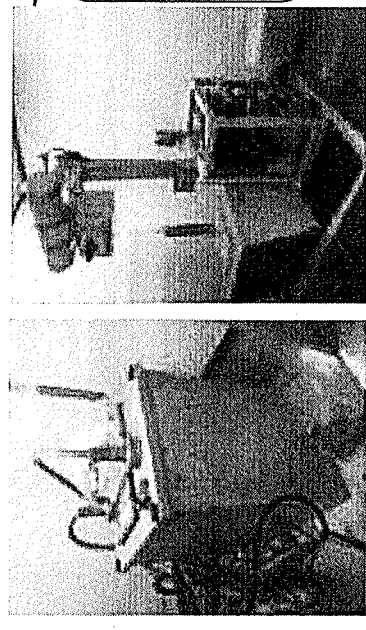
No.	発見経緯	写真
1	<p>アパレル製造工場にて変圧器・コンデンサーの現場調査を行ったところ、壁面の配電盤に低圧進相コンデンサーが設置されているのを発見した。コンデンサーメーカーに問い合わせをしたところ、高濃度PCB含有であることが分かった。</p>	 <p>発見された 低圧進相コンデンサー</p>
2	<p>変圧器・コンデンサーの掘り起こし調査対象事業場に立ち入り調査を行った際、高効率交流アーク溶接機が発見された。内部を確認したところ、高濃度PCB含有コンデンサーが内蔵されていた。</p>	 <p>発見された 高効率交流アーク溶接機</p>  <p>内蔵されていた コンデンサー</p>
3	<p>地元紙にPCB注意喚起広告を掲載したところ、同じような機器があるとの相談が寄せられ、確認したところ、農業用揚水機の配電盤から昭和30年製の高濃度PCB含有低圧進相コンデンサーが見つかった。</p>	 <p>揚水機配電盤にて 発見された 低圧進相コンデンサー</p> 

●留意点

変圧器・コンデンサーの現場調査にて非家用電気工作物が発見される場合がある。高圧受電設備以外へも注意を払って調査することが望ましい。





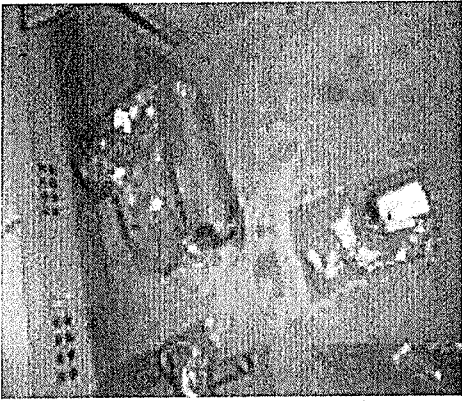
## 4 病院にて発見された事例

No.	発見経緯	写真や図
1	<p>廃業予定の接骨院より、廃棄物の処分方法について相談があった為、現地を訪問したところ、診療所の奥に高濃度PCB含有コンデンサーが内蔵されたレントゲン電源装置を発見した。分析の結果レントゲン電源装置内の油は、低濃度PCB廃棄物であった。</p>	<p>レントゲン電源装置内のイメージ図</p>  <p>低濃度PCB油 高濃度PCB コンデンサー</p> <p>低濃度PCB油の中に高濃度PCBコンデンサーが浸漬されていた</p>
2	<p>閉院予定の動物病院からの問い合わせにより、現地調査を行ったところ、エックス線機器に付属されている変圧器が高濃度PCB含有であることが発覚した。</p>	 <p>閉院予定の動物病院から発見されたエックス線装置</p>
3	<p>閉院している動物病院にて、残置されていたレントゲン装置を処分しようとしたところ、高濃度PCB含有コンデンサーが使用されていることが分かった。</p>	

### ●留意点

閉院している（または予定）病院や動物病院、接骨院などにも注意が必要。

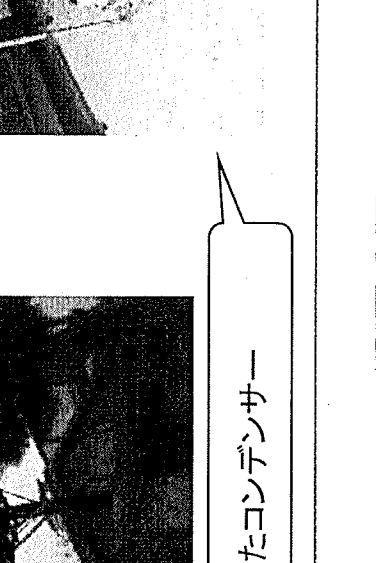

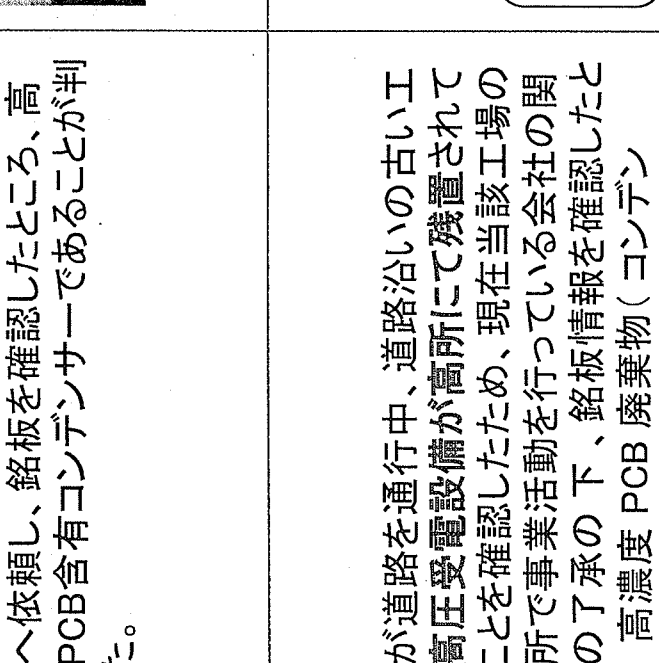
## 5 建物解体にて発見された事例

No.	発見経緯	写真
1	<p>倉庫を解体していた建設業者が高濃度PCB含有コンデンサーを発見した。建設業者が自治体へ問い合わせた事により発覚した。</p>	 <p>解体中の倉庫から コンデンサーを発見した</p>
2	<p>解体工事にあたっては、自治体職員が必ず現場パトロールを実施しているが、その解体現場パトロール中にビニール袋に入った安定器を発見した。</p>	 <p>解体工事現場を パトロール</p>  <p>ビニール袋に入った安定器を発見した</p>

### ●留意点●

解体を行う予定の建物で発見される場合があるため注意が必要。

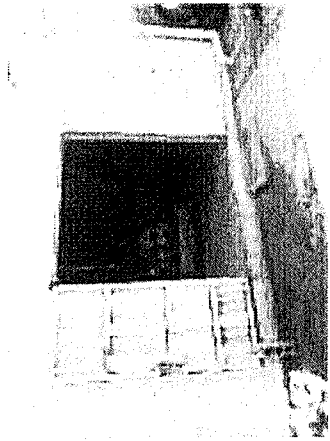
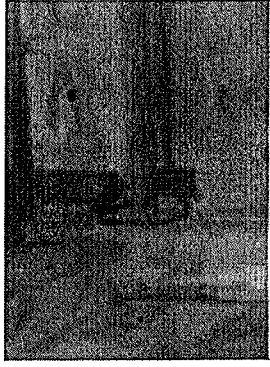

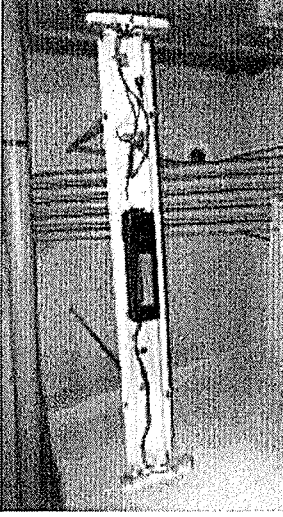
## 6 高所にて発見された事例

No.	発見経緯	写真
1	<p>廃工場の現地調査を行ったところ、高圧受電設備が高所に設置されているのを発見した。コンデンサーを下に降ろすよう工事業者へ依頼し、銘板を確認したところ、高濃度PCB含有コンデンサーであることが判明した。</p>	 <p>下に降ろしたコンデンサー</p>  <p>高所に設置された高圧受電設備</p>
2	<p>職員が道路を通行中、道路沿いの古い工場で高圧受電設備が高所にて残置されていることを確認したため、現在当該工場の事務所で事業活動を行っている会社の関係者の了承の下、銘板情報を確認したところ、高濃度 PCB 廃棄物(コンデンサー)1台が残置されていることが判明した。</p>	 <p>高所にて残置されていたコンデンサー</p>

●留意点

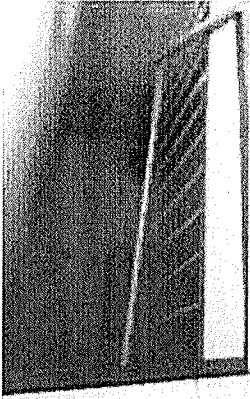
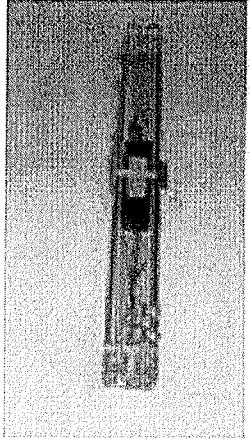

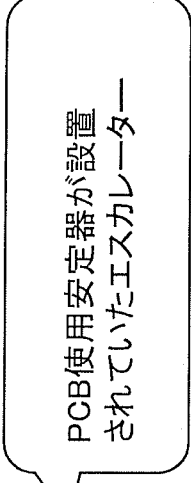

高圧受電設備が高所に設置されている場合がある。

## 7 見つけにくい場所で発見された事例(安定器) ①

No.	発見経緯	写真
1	<p>自治体職員がコンデンサの現地調査をしたところ、倉庫内の天井角部に古い安定器が設置されているのを発見した。銘板を確認した結果、PCB使用安定器であることが判明した。</p>	 <p>安定器が発見された倉庫入口</p>  <p>天井角部に古い安定器を発見</p>
2	<p>昭和38年竣工の建物について、現地調査を行ったところ、人の出入りが少ない機械室の蛍光灯器具にPCB使用安定器が設置されているのを発見した。</p>	 <p>発見された安定器</p>  <p>機械室の蛍光灯</p>
3	<p>昭和40年設置のアーケードの修繕工事を実施中、天井近くの骨組みに水銀灯安定器が設置されているのを発見した。銘板は読めないが、設置時期からPCBとみなして処分することになった。該当商店街は掘り起こし調査対象場所であり、平成29年にLEDに取り替えのため「保有なし」との回答が得られていた。</p>	



## 7 見つけにくい場所で発見された事例(安定器) ②

No.	発見経緯	写真
4	<p>昭和40年代前半に建設された宗教施設の現地調査を行ったところ、資材置き場等に利用されている小部屋の蛍光灯器具に安定器が設置されているのを発見した。高効率型であったことから、PCB使用安定器として取り扱った。</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>資材置き場の蛍光灯</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>発見された安定器</p> </div> </div>
5	<p>エレベーターリニューアル工事のため、エレベーター機械室で作業をしていたところ、そこに設置されている照明器具にPCB使用安定器が使われていることが発見した。掘り起こし調査対象事業所であり、管理者からは「保有なし」との回答が得られていた。</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>発見された安定器</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>PCB使用安定器が設置されていたエスカレーター</p> </div> </div>
6	<p>エスカレーターの管理会社から保守点検契約をしている商業施設のエスカレーターにPCB使用安定器が使用されているとの報告を受けた。その後の調査で、安定器は全部で228個見つかり、銘板から80個については、PCB含有を確認。残りの安定器についてもPCB含有の疑いありと判断された。</p>	

### ●留意点

- ・掘り起こし調査では保管事業者に隅々まで確認していただくこと、立入調査では自治体職員が隅々まで見て回ることが重要。
- ・水銀灯安定器については、照明器具と離れた場所に設置され、残置されるケースもある。
- ・エレベーターやエスカレーターの照明器具にも注意が必要。





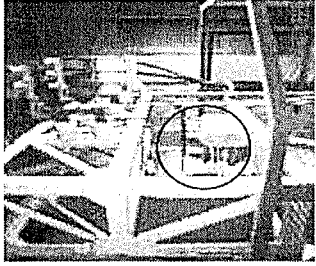

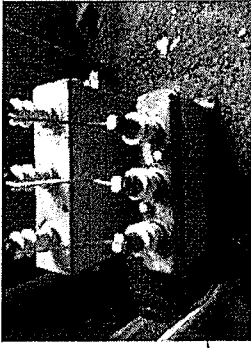
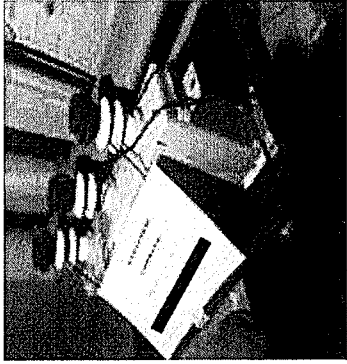
計画的処理完了期限後に発見された  
継続保管事例

令和3年10月

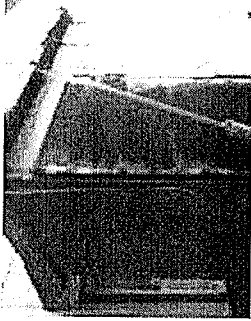

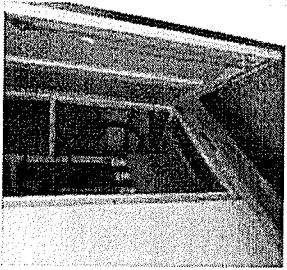
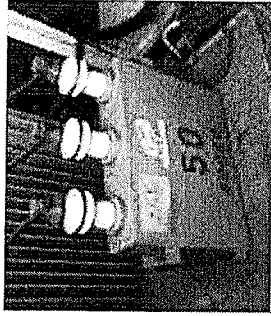
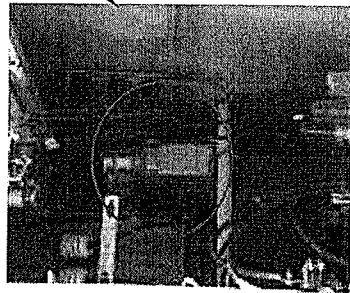
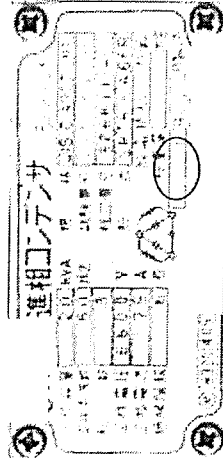
環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室

# 1. 自家用電気工作物が継続保管となった事例 No.1

	事例の概要	写真
1	<p>低圧進相コンデンサーを処分するにあたり、微量PCB含有の可能性について調査していたところ、休止設備に古い高圧コンデンサーが残っていることに気づき、メーカーに問い合わせ高濃度PCB機器であることが判明した。この事業所はJESCO未登録台帳に記載された事業所であった。</p>	 <p>発見されたコンデンサー</p>
2	<p>空き家代執行で建物解体を計画。準備のため建屋内部を調査したところ、2階電気室内で接続された高濃度PCB高圧進相コンデンサーを発見。木床が腐食して危険であり、また電気室前にはアスベスト含有石こうボードが山積みされていたため、建物解体時に搬出して自治体で継続保管した。この建屋はJESCO未登録台帳に記載された場所であった。</p>	 <p>発見されたコンデンサー</p>  <p>残置されていた電気室</p>
3	<p>確実な品番確認がされないまま、「高濃度PCB含有なし」と判断し、電気保安法人の管理システムへ登録していた。本部の指示により管理システムデータの総ざらいを実施したところ、使用中のキュービクルから高圧コンデンサーを発見した。</p>	 <p>発見されたコンデンサー</p>

# 1. 家用電気工作物が継続保管となった事例 No.2

事例の概要	写真
<p>4 事業者が発電機の処分を電気保安法人へ依頼したところ、発電機がある建屋裏手の使用していないキュービクルから高濃度PCB含有変圧器・コンデンサーを発見。電気保安法人の担当は2～3年ごとに異動があり、使用していないキュービクルの存在が引き継がれていなかった。</p>	 <p>発見されたコンデンサー</p>  <p>使用されていないキュービクル</p>
<p>5 事業者はコンデンサーの保守管理について、保安管理業者に委託していたが、前任者の知識不足により、使用中の高濃度PCB含有コンデンサーは廃棄する必要が無いと考えていた。後任となった担当者が年次点検を実施した時に発見された。</p>	 <p>キュービクル内</p>  <p>発見されたコンデンサー</p>
<p>6 1980年代に竣工された建物。竣工数年後に高圧進相コンデンサーが故障し、更新したコンデンサーが1960年代の物だった。銘板の読み間違いにより、80年製だと認識していた。事業者が委託先に低濃度PCB機器調査の指示を出し、主任技術者と別の電気技術者が調査したところ、高濃度PCB含有高圧コンデンサーが使用中である事を発見した。</p>	 <p>発見されたコンデンサー</p>  <p>進相コンデンサ 製造年を読み間違えた銘板</p>

## ●留意点

- 掘り起こし調査では電気主任技術者、保管事業者に隅々までよく確認していただくこと、立入調査では自治体職員が隅々まで見て回ることが重要。
- 空き家については別途調査をしておくこと効果的。

## 2. 高濃度PCB含有試薬が継続保管となった事例

事例の概要	
1	研究用低温室の大掃除・棚卸しを行ったところ、実験室の奥に設置されていた棚に試薬が封入されたガラス容器とPCBと記載された外箱を発見した。この液体を分析依頼したところ高濃度PCB廃棄物であることが判明した。
2	試薬棚を整理しているときにカネクロール(廃PCB原液等)が発見された。当該事業場において製造する(製造していた)製品にPCBが関係することはなく、排水の検査の標準試薬として使用していたものと考えられる。15年以上前から使用していない。

### ●留意点

- 試薬棚、保管庫など、実験室を隅々確認していただく必要がある。
- 研究者の中には高濃度試薬は廃棄する必要は無いと間違った理解をしている者もいるので、再度啓発しておくことが効果的。

## 3. 銘板の張り替えが疑われる事例

事例の概要		写真
1	銘板には●●社1975年製と記載があり、高濃度PCBは不使用と判断。微量PCB混入疑いの年代であったため濃度分析をしたところ高濃度PCB含有コンデンサーと判明。●●社へ問い合わせたところ、「銘板には仕様書上有り得ない『形式』『重量』が刻まれているため銘板張り替えの可能性が極めて高い。」との回答があった。	

### ●留意点

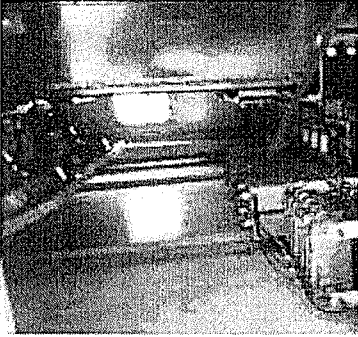
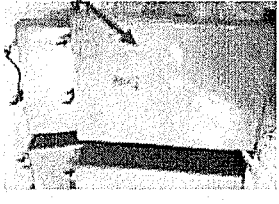
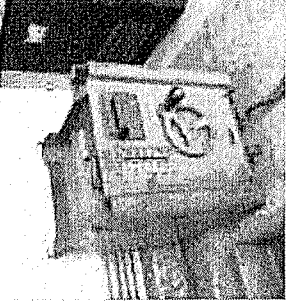
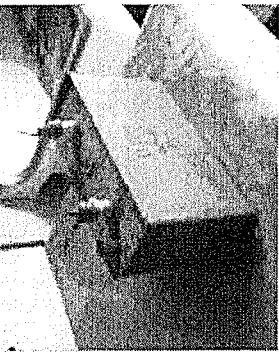
- 竣工年やキュービカル設置年によらず、銘板が不自然な場合(大きさが違ったり、銘板に加工跡がある等)は念のため濃度分析を行うことが有効。

## 4. 非自家用電気工作物が継続保管となった事例

	事例の概要	写真
1	<p>地方鉄道会社において社内の清掃コンテナがあり、その一環で倉庫の整理をしたところ倉庫の奥に保管されているコンデンサ4台を発見した。</p>	 <p>鉄道会社にて発見されたコンデンサー</p>
2	<p>自治体所有の廃ポンプ場に建物建設計画があり、ポンプ場撤去のため制御盤内を確認したところ高濃度PCB低圧進相コンデンサー(9kg)を発見した。</p>	 <p>制御盤内に低圧進相コンデンサーが発見された</p>
3	<p>工場内の安定器調査でPCB含有不明の調査回答があり、所管自治体が現場調査を実施。安定器は非PCB含有であったが、壁面の電動機器用電源設備に、銘板が脱落した低圧進相コンデンサー(重量3.2kg)を発見。事業者が分析会社へ分析依頼した結果、高濃度PCB含有判定であった。</p>	 <p>コンデンサー設置場所</p> <p>コンデンサー上部の銘板が脱落していた</p>



## 4. 非家用電気工作物が継続保管となった事例

	事例の概要	写真
4	<p>電解プラントの整流器内のコンデンサーについて、解体工事に伴い再度調査したところ、高濃度PCB含有機器に該当することが判明。</p>	  <p>コンデンサー 6台</p> <p>整流器盤内コンデンサー</p>
5	<p>溶接機製造メーカーから低濃度PCB含有コンデンサーが内蔵されていると回答があった溶接機。低濃度PCB廃棄物として処理するため、収集運搬業者と協議したところ高濃度PCB廃棄物ではないかとの指摘を受け、コンデンサー製造メーカーに確認したところ高濃度PCBを使用したコンデンサーであることが判明した。</p>	 <p>溶接機</p>  <p>内蔵されたコンデンサー</p>
6	<p>アーク溶接機を電撃防止(感電防止)付に更新するとき、既存の溶接機を処分するためメーカーに確認したところ高濃度PCB含有コンデンサーが内蔵されていることが判明した。</p>	 <p>溶接機</p>  <p>内蔵コンデンサー</p>

### ●留意点

- 立入調査を行う場合には、非家用電気工作物にも注意する。
- 今回事例に挙げた溶接機その他、レントゲン機器や昇降機制御盤にも注意を行う。
- ポンプ場は無人となくなっている場所が多いため、調査漏れとなりやすい。再調査を行うておくことが有効。

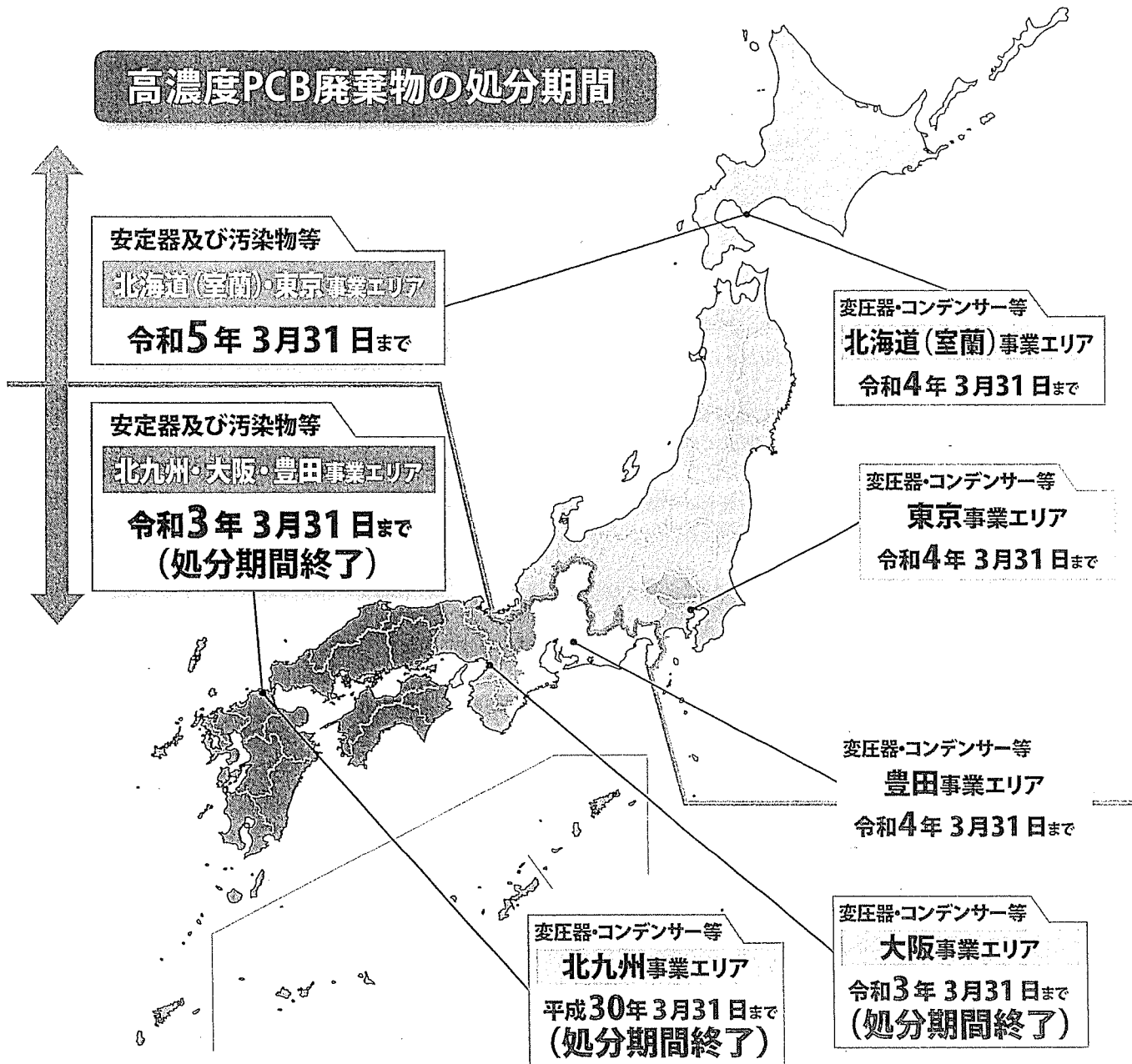


# ポリ塩化ビフェニル(PCB)使用製品 及びPCB廃棄物の期限内処理に向けて

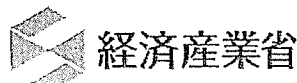
PCB廃棄物は定められた処分期間までに処分しなければなりません。  
高濃度PCB廃棄物は、期限を過ぎると事実上処分することができなくなります。

令和3年 4月版

## 高濃度PCB廃棄物の処分期間



## 低濃度PCB廃棄物の処分期間 令和9年3月31日まで



# 1

## PCBとはどんなものですか？

### PCBの用途

PCBは電気機器用の絶縁油、各種工業における加熱並びに冷却用の熱媒体及び感圧複写紙など、以下のとおり様々な用途に利用されていました。現在は新たな製造が禁止されています。

用途		製品例・使用場所
絶縁油	変圧器用	ビル・病院・工場・鉄道車両・船舶等の変圧器
	コンデンサー用	変電所等の電力用コンデンサー、蛍光灯の安定器・テレビ・電子レンジ等の家電用コンデンサー 直流用コンデンサー、蓄電用コンデンサー、医療用X線装置用コンデンサー
熱媒体（加熱用、冷却用）		各種化学工業・食品工業・合成樹脂工業等の諸工業における加熱と冷却、船舶の燃料油予熱集中暖房、パネルヒーター
潤滑油		高温用潤滑油、油圧オイル、真空ポンプ油、切削油、極圧添加剤
可塑剤	絶縁用	電線の被覆・絶縁テープ
	難燃用	ポリエステル樹脂、ポリエチレン樹脂
	その他	ニス、ワックス・アスファルトに混合
感圧複写紙 塗料・印刷インキ		ノンカーボン紙（溶媒）、電子式複写紙 印刷インキ、難燃性塗料、耐食性塗料、耐薬品性塗料、耐水性塗料
その他		紙等のコーティング、自動車のシーラント、建築用シーリング材 陶器ガラス器の彩色、農薬の効力延長剤

### PCBの性質

水にきわめて溶けにくく、沸点が高いなど物理的な性質を有する主に油状の物質です。  
また、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されてきましたが、現在は製造・輸入ともに禁止されています。

PCBとはポリ塩化ビフェニル化合物の総称であり、その分子に保有する塩素の数やその位置の違いにより理論的に209種類の異性体が存在し、なかでもコプラナーPCB（コプラナーとは、共平面状構造の意味）と呼ばれるPCBの毒性は極めて強くダイオキシン類として総称されるものの一つとされています。

### PCBの毒性

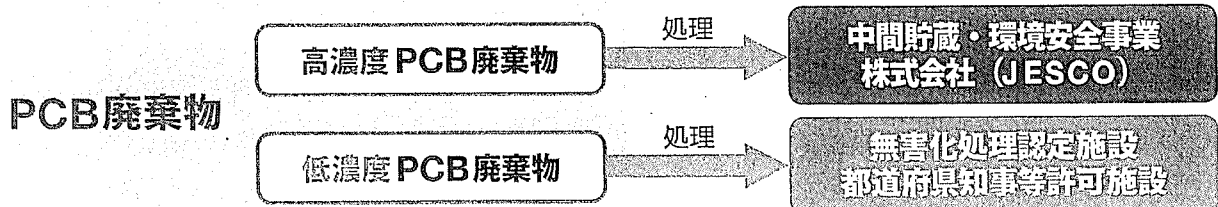
脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されています。

PCBが大きく取りあげられる契機となった事件として、昭和43年に食用油の製造過程において熱媒体として使用されたPCBが混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件があります。一般にPCBによる中毒症状として、目やに、爪や口腔粘膜の色素沈着、ざ瘡様皮疹（塩素二キビ）、爪の変形、まぶたや関節の腫れなどが報告されています。

### PCB廃棄物の分類

PCB廃棄物は、PCB濃度により高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物に分類されます。

高圧変圧器・コンデンサー等の高濃度PCB廃棄物は中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）で処理を行っています。低濃度PCB廃棄物については環境大臣が認定する無害化処理認定施設及び都道府県知事等が許可する施設で処理を行っています。

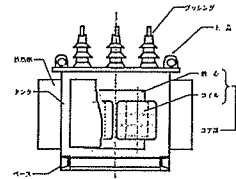
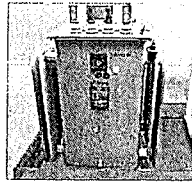


## 高濃度PCB廃棄物 (PCBが使用された代表的な電気機器等)

PCBが使用された代表的な電気機器等には、変圧器やコンデンサー、安定器があります。変圧器（トランス）とは、ある交流の電圧をそれより高いか、又は低い電圧に変える装置であり、コンデンサーとは、電気を一時的に蓄える、電圧を調整する、位相を変化させる、といった効果を持つ装置です。

### 変圧器

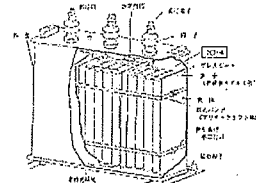
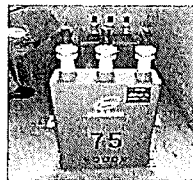
変圧器内はPCBとトリクロロベンゼンの混合液（重量比3：2）で満たされています。例えば、50kVAの場合で約115kgのPCBが入っています。



高圧変圧器の例

### コンデンサー

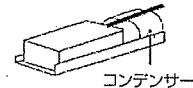
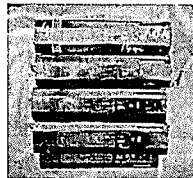
コンデンサー内はPCBで満たされています。例えば、100kVAの場合で約35kgのPCBが入っています。



高圧コンデンサーの例

### 安定器

業務用・施設用の蛍光灯、水銀灯等の照明器具の一部に、数十g程度のPCB油が含浸されたコンデンサーを使用した安定器があります。



コンデンサーを内蔵する安定器の例

※それぞれの機器にPCBが使用されているかどうかは、次ページを参照してください。

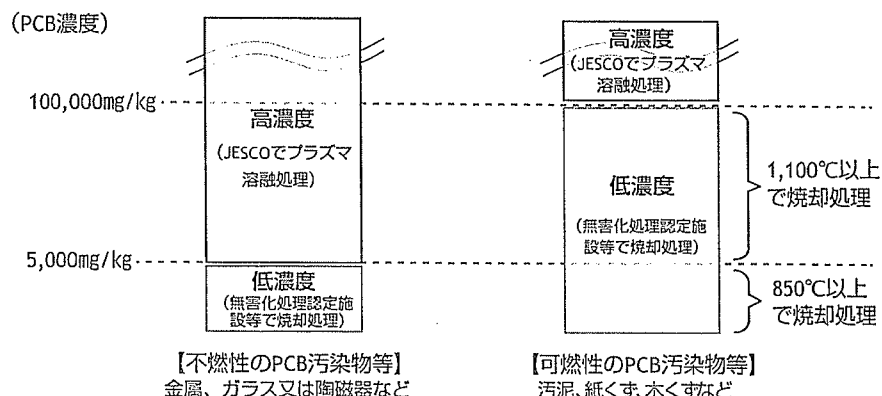
※上記の電気機器の他、PCBが使用されている電気機器には、低圧変圧器、低圧コンデンサー、その他機器（リアクトル、サージアブソーバー、計器用変成器等）等があります。これらもPCB特別措置法の届出対象となっています。

## 低濃度PCB廃棄物

PCB濃度が0.5mg/kgを超え5,000mg/kg以下のPCB含有廃棄物（可燃性のPCB汚染物等を除く）及び微量PCB汚染廃電気機器等（PCBを使用していないとする電気機器等であって、数mg/kgから数十mg/kg程度のPCBに汚染された絶縁油を含むもの）については、低濃度PCB廃棄物として適正に処理する必要があります。

橋梁等の塗膜、感圧複写紙、汚泥をはじめとする可燃性のPCB汚染物等については、PCB濃度が0.5mg/kgを超え100,000mg/kg以下が低濃度PCB廃棄物となります。

### 低濃度PCB含有廃棄物の濃度区分イメージ



# PCB含有の有無を判別する方法

## 変圧器・コンデンサー等の場合

### 高濃度PCBか どうかの判別方法

昭和28年から昭和47年に国内で製造された変圧器・コンデンサーには絶縁油にPCBが使用されたものがあります。

高濃度のPCBを含有する変圧器・コンデンサー等は、機器に取り付けられた銘板を確認することで判別できます。

詳細は各メーカーに問い合わせるか、(一社)日本電機工業会のホームページを参照してください。

[https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb\\_hanbetsu.html](https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb_hanbetsu.html)

### 低濃度PCBか どうかの判別方法

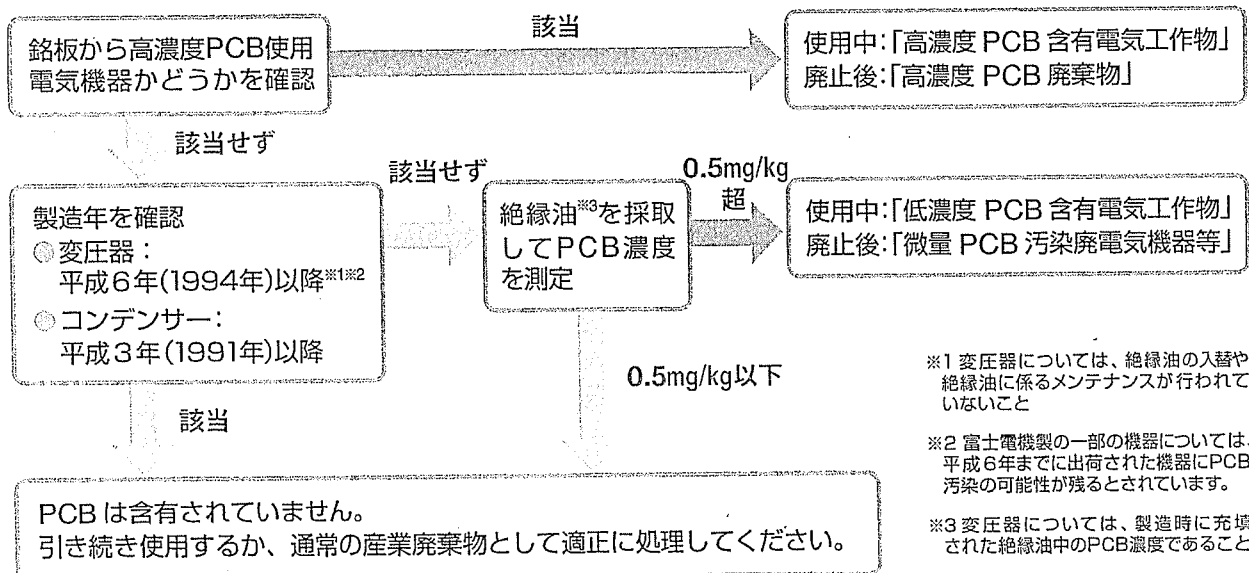
数万件に及ぶ測定例から、国内メーカーが平成2年頃までに製造した電気機器には、PCB汚染の可能性があることが知られています。

絶縁油の入替ができないコンデンサーでは、平成3年以降に製造されたものはPCB汚染の可能性はないとされています。

一方、変圧器のように絶縁油に係るメンテナンスを行うことができる電気機器では、平成6年以降に出荷された機器であって、絶縁油の入替や絶縁油に係るメンテナンスが行われていないことが確認できればPCB汚染の可能性はないとされています(ただし、富士電機製の一部の機器については、平成6年までに出荷された機器にPCB汚染の可能性が残るとされています。)

したがって、まず電気機器に取り付けられた銘板に記載された製造年とメンテナンスの実施履歴等を確認することでPCB汚染の可能性を確認し、さらに上記の製造年よりも前に製造された電気機器については、実際に電気機器から絶縁油を採取してPCB濃度を測定してPCB汚染の有無を判別します。ただし、コンデンサーのように封じ切りの機器では使用中のものを絶縁油の採取のために穿孔すると使用できなくなるのでご注意ください。

銘板確認のため、通電中の変圧器・コンデンサーに近づくと感電の恐れがあり大変危険です。必ず電気保安技術者に依頼して確認してください。



※1 変圧器については、絶縁油の入替や絶縁油に係るメンテナンスが行われていないこと

※2 富士電機製の一部の機器については、平成6年までに出荷された機器にPCB汚染の可能性が残るとされています。

※3 変圧器については、製造時に充填された絶縁油中のPCB濃度であること

## 安定器の場合

製造から40年以上が経過するPCB使用安定器は、劣化して破裂し、PCBが漏れ出した事故が発生しています。このような事故は一度調査してPCB使用安定器が存在しないとされた建物でも起きています。サンプル調査を行ったことが原因と考えられますので全数調査を行うようにしてください。漏洩したPCBが人体にかかる危険性がありますので昭和52年3月までに建築・改修された建物で古い安定器が使用されていないか速やかに確認し、見つかった場合は取り外して交換してください。

### PCB使用安定器か どうかの判別方法

昭和32年1月から昭和47年8月までに国内で製造された照明器具の安定器には、PCBが使用されたものがあります。

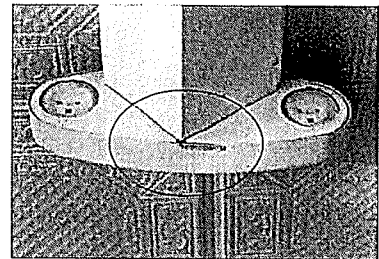
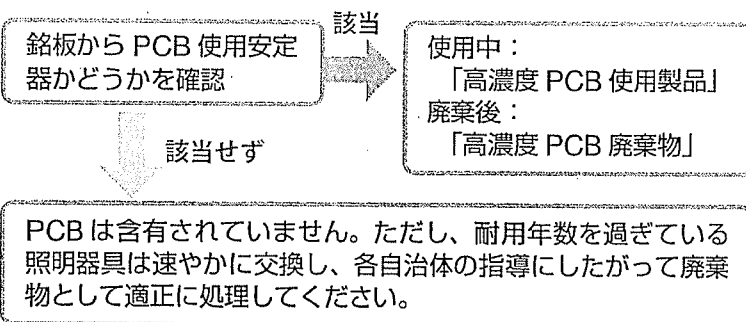
なお、一般家庭用の蛍光灯等の安定器にはPCBが使用されたものはありません。

PCBを含有する安定器は、安定器に貼付された銘板に記載されているメーカー、型式・種別、性能（力率）、製造年月等の情報から判別することができますので詳細は各メーカーに問い合わせるか、（一社）日本照明工業会のホームページを参照してください。

<https://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>

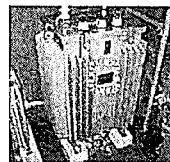
また、PCB廃棄物として保管している安定器の中にはPCBを使用していない廃安定器が混在している場合があります。詳しくはJESCOのホームページを参照してください。

<https://www.jesconet.co.jp/customer/bunbetsusokushin.html>

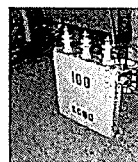


蛍光灯安定器の劣化により蛍光灯機器から PCB 油が漏れ出した例

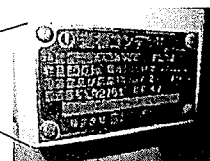
### 銘板の 取り付け例



高圧変圧器



高圧コンデンサー



銘板



安定器



銘板

## 汚染物等の場合

PCBが付着したり、染み込んだりしている汚染物等は、含まれているPCBの濃度を決められた方法で実際に測定することでPCB汚染物であるかどうかを判断します。測定の結果、PCBが検出されれば、特別管理産業廃棄物としてのPCB廃棄物となります。また、PCB汚染物等ではないことの判断基準に該当する場合は、産業廃棄物として分類されます。

汚染物等のPCB濃度の測定方法については、環境省から「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法（第5版）」が示されています。

ポリ塩化ビフェニル汚染物等の該当性判断基準について（通知）

<http://www.env.go.jp/recycle/recycle/1910111.pdf>

低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法（第5版）

[http://www.env.go.jp/recycle/poly/manual/teinoudo\\_ver5.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/poly/manual/teinoudo_ver5.pdf)

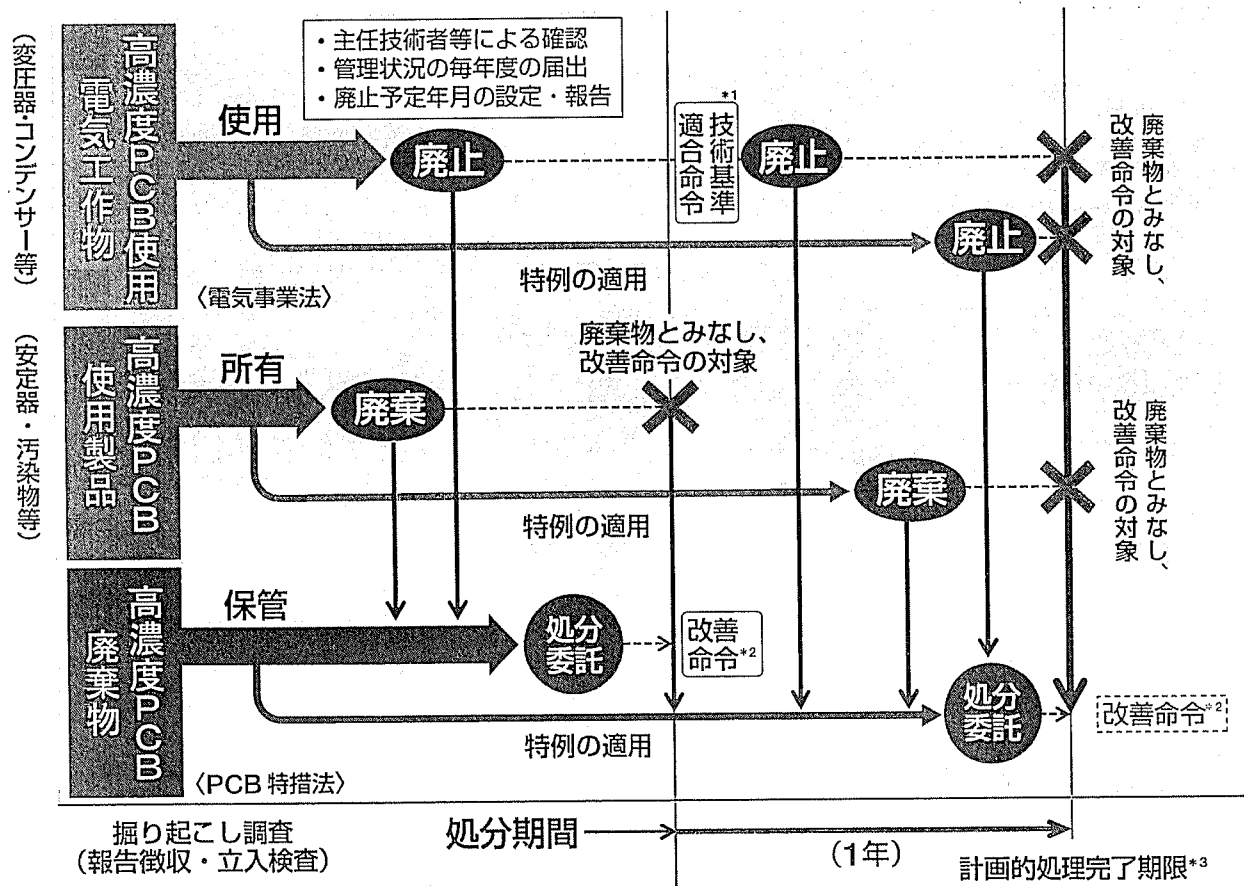
# 2

## 高濃度PCB使用電気工作物・ 高濃度PCB使用製品・ 高濃度PCB廃棄物の処分までの流れ

高濃度 PCB 廃棄物は、地域ごとに定められた処分期間内に必ず処分しなければなりません  
 使用中の変圧器・コンデンサー及び安定器等についても、処分期間内に使用を終え、処分する必要があります

平成 28 年 8 月から施行されたポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB 特措法」という。）の改正に合わせ、使用中の変圧器やコンデンサー等の高濃度 PCB 使用製品についても処分期間内に使用を終えて処分するよう、電気事業法の「電気設備に関する技術基準を定める省令」等が改正されました。

高濃度 PCB 使用電気工作物、安定器等の高濃度 PCB 使用製品及び高濃度 PCB 廃棄物の処分までの流れを下図に示します。



高濃度 PCB 廃棄物等の処分までの流れ

- (\*1) 技術基準適合命令違反には三百万円以下の罰金が処せられます。
- (\*2) 改善命令違反には三年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金又は併科が処せられます。
- (\*3) 処分期間の末日の1年後である特例処分期限日（計画的処理完了期限と同じ日）を適用する場合は、PCB 特措法に基づき、確実に特例処分期限日までに JESCO に処分を委託することを約した契約書の写し等を保管の場所を管轄する都道府県及び政令市（以下、「都道府県市」という。）の長に届け出る必要があります。  
 使用中の高濃度 PCB 使用製品についても同様に、これらを廃棄する見込み等について都道府県及び政令市の長に届け出る必要があります。



## 都道府県市等が行うPCB廃棄物等の掘り起こし調査に御協力ください

現在都道府県市では、PCB 廃棄物を保有する蓋然性の高い事業者を対象にして未届出の PCB 廃棄物等の掘り起こし調査を実施しています。PCB 特措法の改正により、都道府県市による掘り起こし調査に関して、報告徴収や立入検査等の権限が強化されました。また、使用中の高濃度 PCB 使用電気工作物についても、電気事業法の「主任技術者制度の解釈及び運用」が改正され、電気主任技術者等が毎年度高濃度 PCB 使用電気工作物であるかを確認することが義務付けられました。

安定器を含め、高濃度 PCB が使用された電気機器や製品、廃棄物を保有していないかどうか、再度事業所内を確認するとともに、都道府県市や電気主任技術者が行う掘り起こし調査に御協力ください。

高濃度 PCB 廃棄物の地域別処分期間等

JESCOの 処理施設	高濃度PCB廃棄物の 種類	保管の場所の所在する区域	処分期間	計画的処理 完了期限
北九州 (北九州市若松区)	廃PCB等、廃変圧器、 廃コンデンサー等	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、 徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、 佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県	平成30年 3月31日まで (終了)	平成31年 3月31日まで (終了)
大阪 (大阪市此花区)		滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県	令和3年 3月31日まで (終了)	令和4年 3月31日まで
豊田 (愛知県豊田市)		岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	令和4年 3月31日まで	令和5年 3月31日まで
東京 (東京都江東区)		埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県		
北海道 (北海道室蘭市)		北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、 新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、 長野県		
北九州 (北九州市若松区)	上記以外の高濃度 PCB廃棄物(安定器、 汚染物等、3kg未満の 廃変圧器等及びこれら の保管容器)	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	令和3年 3月31日まで (終了)	令和4年 3月31日まで
北海道 (北海道室蘭市)		北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、 新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、 長野県	令和5年 3月31日まで	令和6年 3月31日まで

## 高濃度PCB廃棄物の処理について

高濃度PCB廃棄物については、JESCOで処理を行っています。JESCOに処理委託を行う場合、あらかじめ3kg以上の変圧器・コンデンサー等にあつては機器等登録、3kg未満の小型電気機器、安定器、汚染物等にあつては搬入荷姿登録を行う必要があります(使用中であっても登録は可能です。)。詳しくはJESCO登録担当(03-5765-1935)までお問い合わせください。

## 中小企業者等の負担軽減措置について

中小企業者等がJESCOに高濃度PCB廃棄物の処理委託を行う場合、その料金(処理料金並びに収集運搬費用の一部)が軽減される制度があります。一定の条件を満たす中小企業者、中小企業団体等及び法人にあつては70%、個人にあつては95%の軽減を受けることができます。詳しくはJESCO中小軽減担当(0120-808-534又は03-5765-1920)までお問い合わせください。

# 3

## 低濃度PCB廃棄物等の処理について

**低濃度PCB廃棄物の処分期間は 令和9年3月31日まで**

### 低濃度PCB廃棄物の無害化処理について

低濃度PCB廃棄物の処理はJESCOではなく、民間の処理事業者により行われています。

低濃度PCB廃棄物の処理事業者は、環境大臣が個別に認定する無害化処理認定事業者と都道府県市の長からPCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物の処分業許可を得た事業者があります。

低濃度PCB廃棄物についても計画的に、これらの事業者に委託して処理してください。

無害化処理事業者の連絡先等は環境省の以下のホームページで紹介していますので、個別にお問い合わせください。

<https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>

### 使用中の低濃度PCB含有電気工作物の処理について

使用中の変圧器に含まれる絶縁油が微量のPCBで汚染されていることが判明した場合は、変圧器の構造、PCB濃度、絶縁油量等によっては、使用しながら浄化する「課電自然循環洗浄法」が適用できる場合があります。経済産業省と環境省が取りまとめた「微量PCB含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書」に従って処理した変圧器は所要の手続きを行うことでPCB含有電気工作物に該当しない、また廃棄時においてもPCB廃棄物に該当しないものとなります。

課電自然循環洗浄については経済産業省の以下のホームページを参照してください。

[https://www.meti.go.jp/policy/energy\\_environment/kankyokeiei/pcb/index2\\_2.html](https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyokeiei/pcb/index2_2.html)

# 4

## よくある質問

建物の売買を予定していますが、PCB使用製品やPCB含有電気工作物が設置されているかどうか分からない場合はどうすればよいですか？



建物の売買契約を行う前に、キュービクルや電気室などに変圧器やコンデンサーが設置されていないか確認してください。設置されている場合は、これらにPCBが含まれるかどうかをまず売主を確認し、含まれていた場合は電気事業法及びPCB特措法に従い、所要の手続きを行ってください。当該電気工作物が使用中のものである場合には、地位の承継である場合を除き、売主が廃止届出を、また買主が新たに設置等届出を行う必要があります。また、売買する建物が昭和52年3月までに建築・改修された建物である場合には、PCBが使用された蛍光灯等の安定器が設置されたままになっている可能性があるため、十分に確認する必要があります。見つかった場合は、速やかに交換し、処理に係る所要の手続きを行ってください。なお、当該電気工作物や安定器がすでに廃棄され保管中のものであった場合は、PCB特措法において、譲渡し及び譲受けが原則禁止されており、売買が行われた後も売主が適正に処理する必要があります。

---

PCB廃棄物を保管していた倉庫を撤去することになりました。保管していた PCB廃棄物を他人に委託して保管してもらってもよいですか？

A PCB廃棄物の譲渡し及び譲受けは、地方公共団体に譲り渡す場合や特別管理産業廃棄物に係る許可を得た収集運搬業者又は処分業者に委託する場合等を除いて原則禁止されています。PCB廃棄物の保管事業者自らが管理する他の倉庫にこれらを移動して保管することは可能ですが、他人が管理する倉庫に移動して、他人に保管を委託することは譲渡し及び譲受けの制限の規定に反することになるので行ってはなりません。

---

使用中の電気工作物に PCBが含まれていることが確認された場合はどうすればよいですか？

A 電気事業法〈電気関係報告規則〉に基づき、PCB含有が判明した後遅滞なく管轄する産業保安監督部等にPCB含有電気工作物の設置等届出を行う必要があります。また、新たに判明した電気工作物が高濃度PCB使用電気工作物であった場合には、年度末における廃止予定の年月等を含む管理状況を管轄する産業保安監督部等に毎年度届出を行うとともに、その電気工作物を設置場所ごとに決められた処分期間内に廃止し、PCB含有電気工作物の廃止届を行う必要があります。一方、新たに判明した電気工作物が低濃度PCB含有電気工作物であった場合には、課電自然循環洗浄を行うことで使用を継続できる場合があります。それ以外の場合には、処理施設の操業期間を勘案し、計画的に使用を終えて無害化処理する必要があります。

---

PCB含有電気工作物の使用を終えた場合はどうすればよいですか？

A 電気事業法〈電気関係報告規則〉に基づき、使用を終えた後遅滞なく管轄する産業保安監督部等にPCB含有電気工作物の廃止に係る届出を行う必要があります。また、電気工作物の使用を終えた時は、PCB特措法に基づき、事業所所在地の都道府県市に届出するとともに、電気工作物が高濃度PCB廃棄物である場合はJESCOに処分委託し、低濃度PCB廃棄物である場合は民間の処理事業者に処分委託する必要があります。

---

電路から外した PCB含有電気工作物は、再使用してもよいですか？

A 電路から一度外したPCB含有電気工作物は、電気事業法〈電気設備に関する技術基準を定める省令〉により、電路への再施設が禁止されています。

---

銘板が読み取れない安定器があります。どのように取り扱ったらよいですか？

A 安定器に内蔵されたコンデンサーは脆弱なため外部から力を加えると容易に破損してPCBが漏洩する危険性があるため、安定器は解体分解するなど形状を変更することが法律で原則禁止されています。したがって、銘板が読み取れない安定器であっても、コンデンサーを取り出してPCBを分析することは危険ですのでお止めください。銘板が読み取れない安定器については、同一の保管場所に保管されていたものであって、かつ銘板が読み取れた安定器と形状が同一と判断されるものであれば、そのPCBの使用・不使用の判別結果に準じて判断していただいても構いません。ただし、形状が同一と判断されるものがない場合はPCB使用安定器として適切に取り扱い、JESCOに処分委託するようにしてください。

---

高濃度 PCB廃棄物の保管場所を変更したいのですが。

A 高濃度PCB廃棄物はその種類及び保管する場所ごとに処分期間が決められているため、原則保管場所を変更してはなりません。ただし、高濃度PCB廃棄物の種類に応じて決められた同一の区域内で保管場所を変更する場合、または、当該高濃度PCB廃棄物を確実かつ適正に保管することができる場所に保管場所を変更することについて、環境大臣の確認を受けた場合は変更することが特例で認められることがあります。

# 5

## PCB廃棄物等の処分等に係る 手続きについて

使用中のPCB含有電気工作物の廃止

事例	対象	届出等の内容
新たに判明した場合 (現に設置しているもの)	PCB含有電気工作物 (高濃度含む)	新たに判明したPCB含有電気工作物の事業場に係る事項、電気工作物に係る事項
	高濃度PCB含有電気工作物	上記に加え、管理状況の届出 電気主任技術者等の氏名・連絡先、廃止予定年月
設置者情報に変更があった場合	PCB含有電気工作物 (高濃度含む)	変更後の設置者等の氏名、住所(法人は事業場の名称又は所在地)又は電気工作物に係る事項
管理状況(廃止予定年月)に変更があった場合	高濃度PCB含有電気工作物	変更後の廃止予定年月
廃止予定年月を処分期間を越えた年月に変更する場合	高濃度PCB含有電気工作物	処分期間の期限から1年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類として、処分委託することを約する書類の写し
廃止した場合	PCB含有電気工作物 (高濃度含む)	廃止した事業場に係る事項、電気工作物に係る事項、廃止年月日、廃止理由(譲渡し、課電洗浄による廃止も含む)
	高濃度PCB使用電気工作物	高濃度PCB使用電気工作物を廃止した場合は、新たに保管することとなった当該電気工作物及び新たに処分した当該電気工作物の種類、型式、量など
譲渡し・譲受けがあった場合	PCB含有電気工作物 (高濃度含む)	譲り渡した場合は廃止届出、譲り受けた場合は設置等届出
地位の承継があった場合	事業用電気工作物 (PCB含有電気工作物(高濃度含む)含む)	地位の承継(相続、合併又は分割)の事実、承継の事実を証する書面

※電気事業法に基づく届出様式については、[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/electric/detail/pcb.html#2-2](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/pcb.html#2-2) をご参照ください。

PCB廃棄物の保管及び処分

事例	対象	届出等の内容
保管する場合  (新たに判明した場合)	PCB廃棄物	保管場所等に係る事項、PCB廃棄物の種類及び量等
	高濃度PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	上記に加え、処分予定年月又は廃棄予定年月
保管場所を省令で定める同一区域内で変更した場合	PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	変更前後の保管場所等に係る事項 移動したPCB廃棄物等の種類及び量など
環境大臣の確認を受けて保管場所を変更する場合	高濃度PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	変更前後の保管場所、当該廃棄物に係る事項、変更理由
処分した場合	PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	処分したPCB廃棄物の種類及び量、保管場所等に係る事項 前年度分の処分のマニフェストのD票若しくはE票の写し
処分期間の特例を適用する場合、届出情報を変更した場合	高濃度PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	当該事業場及び廃棄物に係る事項、処分予定年月、処分委託契約書若しくは処分委託することを約する書類の写し 変更した場合は変更前後の内容
譲受けがあった場合	PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	譲渡者、譲受者に関する事項、譲受け年月日、対象廃棄物等
地位の承継があった場合	PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	被承継人、承継人に係る事項、承継年月日、原因及びそれを証する書類、対象廃棄物等
全ての処分又は廃棄を終了した場合	PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	事業場に係る事項、処分又は廃棄を終了した廃棄物に係る事項、処分受託者名、処分又は廃棄の終了年月

※PCB特措法に基づく記入要領、記載例は環境省ホームページ<https://www.env.go.jp/recycle/poly/todokede/index.html> をご参照ください。

\* 様式のPCBの正式名は「ポリ塩化ビフェニル」、「報告規則」は電気関係報告規則、「特措法」はPCB特措法

様式	実施時期	提出先	罰則
PCB含有電気工作物設置等届出書 (報告規則様式第13の2)	判明後遅滞なく	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
高濃度PCB含有電気工作物管理状況届出書(報告規則様式第13の6)	毎年度末の状況を翌年度の6月30日まで	管轄する産業保安監督部長 (産業保安監督部等は都道府県等からの求めに応じ速やかに情報を提供)	30万円以下の罰金
PCB含有電気工作物変更届出書 (報告規則様式第13の3)	変更後遅滞なく	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
高濃度PCB含有電気工作物管理状況届出書(報告規則様式第13の6)	変更後遅滞なく	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況変更届出書及び別紙 (報告規則様式第13の6及び別紙)	変更後遅滞なく	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
PCB含有電気工作物廃止届出書 (報告規則様式第13の4) ※課電洗浄による廃止時は同実施報告書及び添付書類も添付	廃止後遅滞なく	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書 (特措法様式第1号(1))	毎年度分を翌年度の6月30日まで	保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
PCB含有電気工作物廃止届出書 PCB含有電気工作物設置等届出書 (報告規則様式第13の4、第13の2)	譲渡し・譲受け後遅滞なく	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
事業用電気工作物設置者地位承継届出書(電気事業法施行規則様式第62の2)	承継後遅滞なく	経済産業大臣又は管轄する産業保安監督部長	10万円以下の過料

様式	実施時期	提出先	罰則
PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書(特措法様式第1号(1))	毎年度分を翌年度の6月30日まで	保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書(特措法様式第1号(1))	毎年度分を翌年度の6月30日まで	保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書(特措法様式第1号(1))	判明後速やかに	保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
PCB廃棄物等の保管の場所等の変更届出書(特措法様式第2号)	変更後10日以内	変更前後の保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
高濃度PCB廃棄物に係る保管場所の変更確認申請書(特措法様式第3号)	保管場所を変更しようとするとき	環境大臣	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書 (特措法様式第1号(1))	毎年度分を翌年度の6月30日まで	保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
高濃度PCB廃棄物の処分又は高濃度PCB使用製品の廃棄の特例処分期限日に係る届出書、同届出事項の変更届出書(特措法様式第5号、第6号)	処分期間の末日まで 変更した場合は変更後10日以内	保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
譲受け届出書 (特措法様式第8号)	譲受け後30日以内	保管場所を管轄する都道府県市の長	3年以下の懲役 1000万円以下の罰金
承継届出書 (特措法様式第7号)	承継後30日以内	保管場所を管轄する都道府県市の長	30万円以下の罰金
PCB廃棄物の処分終了又は高濃度PCB使用製品の廃棄終了届出書 (特措法様式第4号)	処分又は廃棄終了後から20日以内	保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金

## PCB特措法についてのお問い合わせ窓口

都道府県		政令で定める市	
北海道	環境生活部環境局	札幌市	環境部
青森県	環境生活部	越谷市	環境経済部
岩手県	環境生活部	川口市	環境部
宮城県	環境生活部	千葉市	環境局資源循環部
秋田県	生活環境部	船橋市	環境部
山形県	環境工ネルギー部	柏市	環境部
福島県	生活環境部	八王子市	資源循環部
茨城県	県民生活環境部	横浜府	資源循環局事業系対策部
栃木県	環境森林部	川崎市	環境局生活環境部
群馬県	環境森林部	横浜府	資源循環部
埼玉県	環境部	相模原市	環境経済局資源循環部
千葉県	環境生活部	新潟市	環境部
東京都	環境局資源循環推進部	富山市	環境部
神奈川県	環境政策局環境部	金沢市	環境局
新潟県	県民生活・環境部	福井市	市民生活部
富山県	生活環境文化部	甲府市	環境部
石川県	生活環境部	長野市	環境部
福井県	安全環境部	松本市	環境工ネルギー部
山梨県	森林環境部	岐阜市	環境部
長野県	環境部	静岡市	環境部
岐阜県	環境生活部	浜松市	環境部
静岡県	くらし・環境部環境局	名古屋市	環境局事業部
愛知県	環境局	豊田市	環境部
三重県	環境生活部廃棄物対策局	豊橋市	環境部
滋賀県	琵琶湖環境部	岡崎市	環境部
京都府	府民環境部	一宮市	環境部
大阪府	環境農林水産部	大津市	環境部
兵庫県	農政環境部環境管理課	京都市	環境政策局循環型社会推進部
奈良県	水循環・森林・景観環境部	大阪市	環境局環境管理部
和歌山県	環境生活部環境政策局	堺市	環境局環境保全部
鳥取県	生活環境部	東京都	環境部
島根県	環境生活部	大田市	環境部
岡山県	環境文化部	吹田市	環境部
広島県	環境農林部	神戸市	環境部
山口県	環境生活部	姫路市	環境局美化部
徳島県	危機管理環境部	尼崎市	経済環境局環境部
香川県	環境森林部	西宮市	環境局環境事業部
愛媛県	県民環境部環境局	明石市	市民生活局環境室
高知県	林業振興・環境部	奈良市	環境部
福岡県	環境部	和歌山市	市民環境局環境部
佐賀県	県民環境部	鳥取市	環境部
長崎県	県民生活環境部	松江市	環境保全部
熊本県	環境生活部環境局	岡山市	環境局環境部
大分県	生活環境部	倉敷市	環境局リサイクルリサイクル推進部
宮崎県	環境森林部	広島市	環境局業務部
鹿児島県	環境林務部	呉市	環境部
沖縄県	環境部	福山市	経済環境局環境部
		下関市	環境部
		高松市	環境局
		松山市	環境部
		高知市	環境部
		北九州市	環境局環境監視部
		福岡市	環境局循環型社会推進部
		久留米市	環境部
		長崎市	環境部
		佐世保市	環境部
		熊本市	環境局資源循環部
		大分市	環境部
		宮崎市	環境部
		鹿児島市	環境局資源循環部
		那覇市	環境部

## 電気事業法についてのお問い合わせ窓口

都道府県	管轄地域	お問い合わせ窓口
北海道		北海道産業保安監督部 電力安全課 011-709-2311 内2720
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県		関東東北産業保安監督部 東北支部 電力安全課 022-221-4947
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県のうち熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧藤原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧藤原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡、駿東郡		関東東北産業保安監督部 電力安全課 048-600-0387
愛知県、長野県、岐阜県（北陸産業保安監督部及び近畿支部の管轄区域を除く。）、三重県（近畿支部の管轄区域を除く。）、静岡県（関東東北産業保安監督部の管轄区域を除く。）、		中部近畿産業保安監督部 電力安全課 052-951-2817
富山県、石川県、福井県（小浜市、三方郡、大飯郡及び三方上中部を除く。）、岐阜県（飛騨市（平成16年1月31日における旧吉城郡神岡町及び富川村（昭和31年9月29日における旧坂下村の区域に限る。）の区域に限る。）及び郡上市（平成16年2月29日における旧郡上郡白鳥町石臼白の区域に限る。）		中部近畿産業保安監督部 北陸産業保安監督部 076-432-5580
滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（中国四国産業保安監督部の管轄区域を除く。）、福井県のうち小浜市、三方郡、大飯郡、三方上中部、岐阜県のうち不破郡関ヶ原町（昭和29年8月31日における旧今須村の区域に限る。）、三重県のうち熊野市（昭和29年11月2日における旧南勢郡新鹿村、荒坂村及び油村の区域を除く。）、南牟婁郡		中部近畿産業保安監督部 近畿支部 電力安全課 06-6966-6048
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県のうち赤穂市（昭和38年9月1日に岡山県和気郡日生町から編入された区域に限る。）、香川県のうち小豆郡、香川郡直島町、愛媛県のうち今治市（平成17年1月5日における旧越智郡吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び関前町の区域に限る。）、越前郡上島町		中国四国産業保安監督部 電力安全課 082-224-5742
徳島県、高知県、香川県（中国四国産業保安監督部本部の管轄区域を除く。）、愛媛県（中国四国産業保安監督部本部の管轄区域を除く。）、		中国四国産業保安監督部 四国支部 電力安全課 087-811-8587
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県		九州産業保安監督部 電力安全課 092-482-5520
沖縄県		那覇産業保安監督事務所 保安監督課 098-866-6474

### このパンフレットの内容に関する問い合わせ先

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課（ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室）〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 TEL (03)6457-9096 FAX (03)3593-8264

### 環境省地方環境事務所 お問い合わせ窓口

北海道地方環境事務所	資源循環課	011-299-3738	中国四国地方環境事務所	資源循環課	086-223-1584
東北地方環境事務所	資源循環課	022-722-2871	中国四国地方環境事務所・四国事務所	資源循環課	087-811-7240
関東地方環境事務所	資源循環課	048-600-0814	九州地方環境事務所	資源循環課	096-322-2410
中部地方環境事務所	資源循環課	052-955-2132	九州地方環境事務所	資源循環課 福岡事務所	092-437-8851
近畿地方環境事務所	資源循環課	06-6881-6502			